

スーパー定期〈単利型〉

項目	内容
1.商品名(愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金(M型)〈単利型〉 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 愛称：預入金額 300万円未満…スーパー定期 預入金額 300万円以上…スーパー定期300 </div>
2.販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 法人および個人
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年 満期日指定方式 1か月超5年未満 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1円以上 1円単位
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します(個人の方の預入期間1年超のものは1年経過後は一部支払いができます。ただし、スーパー定期300の場合一部支払い後の残金が300万円を下回らない範囲で一部支払いできます)
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7.手数料	—
8.付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) 預入期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます
9.中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します (1)預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした預金の場合 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率

スーパー定期〈単利型〉

項 目	内 容
9.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」× 60% (2)預入日の6年後、7年後、8年後、9年後および10年後の応当日を満期日とした預金の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 (1)、(2)とも <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が1年以上2年未満の場合 預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」× 70% ・ 預入期間が2年以上3年未満の場合 預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」× 80% ・ 預入期間が3年以上4年未満の場合 預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」× 90% ・ 預入期間が4年以上5年未満の場合 預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」× 90% ・ 預入期間が5年以上6年未満の場合 預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」× 90% ・ 預入期間が6年以上7年未満の場合 預入日における「預入期間6年の店頭表示利率」× 90% ・ 預入期間が7年以上8年未満の場合 預入日における「預入期間7年の店頭表示利率」× 90% ・ 預入期間が8年以上9年未満の場合 預入日における「預入期間8年の店頭表示利率」× 90% ・ 預入期間が9年以上10年未満の場合 預入日における「預入期間9年の店頭表示利率」× 90%
10.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 本商品は預金保険の対象です (預金者1人あたり「他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息」が保護されます〈全額保護の対象ではありません〉)
11.当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 TEL：0570-017109または03-5252-3772